年　　月　　日

**解体等工事に係る事前調査説明書 兼 保存書面**

①発注者　住所

氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）　 様

住所

氏名

（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

電話番号

②元請業者

|  |  |
| --- | --- |
| ③解体等工事の場所・工事名称 | 工事場所： |
| 工事名称： |
| ④解体又は改造・補修着手年月日 | 年　　月　　日 | 延床面積 |  m2 |
| ⑤解体等工事の種類 | 解体　　改造・補修 | 階数 | 階建 |
| ⑥工事対象建築物等の新築時の着工年月日、又は、補修歴がある場合の補修に着工した年月日 | 昭和・平成・令和　　年　　月　　日　・　不明 |
| ⑦建築物等の概要 | □建築物（　□耐火　□準耐火　□その他（　　　　　　　　　　　　　　））（　□木造　□ＲＣ造　□Ｓ造　□その他（　　　　　　　　　　））□その他工作物 |
| ⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等 | 氏名： |
| 講習実施機関の名称（　□一般　□特定　□一戸建て等　□その他（　　　　　　　　　　）） |
| ⑨調査を終了した年月日 | 年月　　日 |
| ⑩調査の方法 | □書面　□目視　□分析　□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 　分析を行った箇所 |  |
| 　分析をした者の氏名及び所属機関や法人名 | 氏名：　　　　　所属機関や法人名： |
| ⑪調査の結果 | ⑫特定建築材料の有無 | □石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙１のとおり）□石綿無 |
| ⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所 |  |
| ⑭事前調査の掲示 | 設置予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 設置場所 | 別紙　のとおり |
| ⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否 | □要　　□不要 |

備考　１　特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙１を添付すること。

２　工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 発注者へ説明の署名欄 | 下請業者へ説明の署名欄 |
| 元請業者からこの書面の説明を受けました。⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）　**年　　月　　日** 　 　　 | 元請業者からこの書面の説明を受けました。⑱下請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）　**年　　月　　日** 　 　　 |
| 発注者へこの書面の説明を行いました。⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名）　**年　　月　　日** 　 　　 | 下請業者へこの書面の説明を行いました。⑲元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名）　**年　　月　　日** 　 　　 |

※　該当がない項目については空欄とする。

※　この書面は発注者及び下請け業者に説明すると共に、工事完了日から3年間保存すること。

別紙１

**特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| ①特定粉じん排出等作業の種類 | 大気汚染防止法施行規則別表第７１の項　建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び５の項を除く）２の項　建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（５の項を除く）３の項　建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（５の項を除く）４の項　建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（１から３の項、事項を除く）５の項　特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業６の項　建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業 |
| ②特定粉じん排出等作業の実施の期間 | 自　 年 月 日至　 年 月 日 |
| ③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積 | １　吹付け石綿 （　　　　　　　　、　　 　 m2）２　石綿を含有する保温材 （　　　　　　　　、　　 　 m2）３　石綿を含有する耐火被覆材 （　　　　　　　　、　 　　 m2）４ 石綿を含有する断熱材 （　　　　　　　　、　 　 　m2）５　石綿を含有する仕上塗材 （　　　　　　　　、　 　 　m2）６　石綿を含有する成形板等 （　　　　　　　　、　 　 　m2）詳細は別紙　のとおり |
| ④特定粉じん排出等作業の方法 | 除去　・囲い込み　・封じ込め　・　その他（　　　　　　　） |
| ⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 |  |
| ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 | 別紙　のとおり |
| ⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 | 別紙　のとおり |
| ⑧作業の掲示 | 設置予定年月日 | 年 月 日 |
| 設置場所 | 別紙　のとおり |
| ⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 | 電話番号　 |
| ⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 | 電話番号　 |

※　書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考　 １　解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。

２　特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

石綿事前調査結果一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築材料の種類 | 事前調査の結果 | 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠 |
| 石綿有 | みなし | 石綿無 | ①目視　②設計図書等（④を除く。）③分析　④建築材料製造者による証明⑤建築材料の製造年月日 |
| 吹付け材 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| 保温材 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| 煙突断熱材 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| 屋根用折版断熱材 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| 耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第２種を含む。） | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| 仕上塗材 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| スレート波板 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| スレートボード | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| 屋根用化粧スレート | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| けい酸カルシウム板第１種 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| 押出成形セメント板 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| パルプセメント板 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| ビニル床タイル | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| 窯業系サイディング | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| 石膏ボード | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| ロックウール吸音天井板 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |
| その他の材料 | □ | □ | □ | ①□　②□　③□　④□　⑤□ |

備考　 １ 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建築工事

　　　　　　の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しく

　　　　　　は補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設

工事の場合に記載すること。

 ２ 講習実施機関の名称の欄には、書類による調査及び目視による調査を行わせた

者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成３０年厚生労働省・国土交

通省・環境省告示第１号）第２条第２項に規定する一般建築物石綿含有建材調査

者に該当する場合は一般、同条第３項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第４項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に

該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規定に基づく講習の実施機関

の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調

査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記

しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。

　　　　３　事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、

　　　　　　解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当

　　　　　　箇所に印を付すこと。

　　　　４　事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第１６条の５第３号の規定に

　　　　　　より解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれ

　　　　　　に基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に

印を付すこと。

 ５　特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。

　　　　６　※印の欄には、記載しないこと。

 ７　報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。